

基幹統計調査の承認の状況

(令和元年5月1日～令和元年5月31日分)

令和元年6月27日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
法人企業統計調査	財務大臣	承認事項の追加・変更 ① 調査票に「法人番号」欄を追加 ② 毎年度更新している母集団情報（法人企業統計調査の法人名簿、その他財務省の資料）について、直近の情報（平成31年4月時点）にしたことに伴い、母集団数及び全数層の調査対象数を変更 ③ 調査計画について、表現振りを一部見直し	R1.5.24

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。